

書面規制、押印、対面規制の見直し指針（案）

総務部行政経営課

令和5年3月 日改定

1 目的

この方針は、行政手続及び内部手続において押印等を求める手続を見直すことにより、行政手続及び内部手続の簡素化を推進し、市民等の負担軽減及び内部事務の効率化による本市のDXの推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義について

(1) 印鑑の定義

	定 義
登記印	法務局へ会社の設立登記を行う際に届け出た印鑑。代表者印。
登録印	①印鑑登録制度において登録した印鑑。実印。 ②銀行口座開設時に届け出た印鑑。銀行印。 ③その他特定の手続で使用するものとして登録した印鑑。 ※入札制度における参加資格の要件として登録させた印鑑等。
認印	印鑑登録を要しない印鑑（種類を問わない）。三文判や角印。

(2) 手続の定義

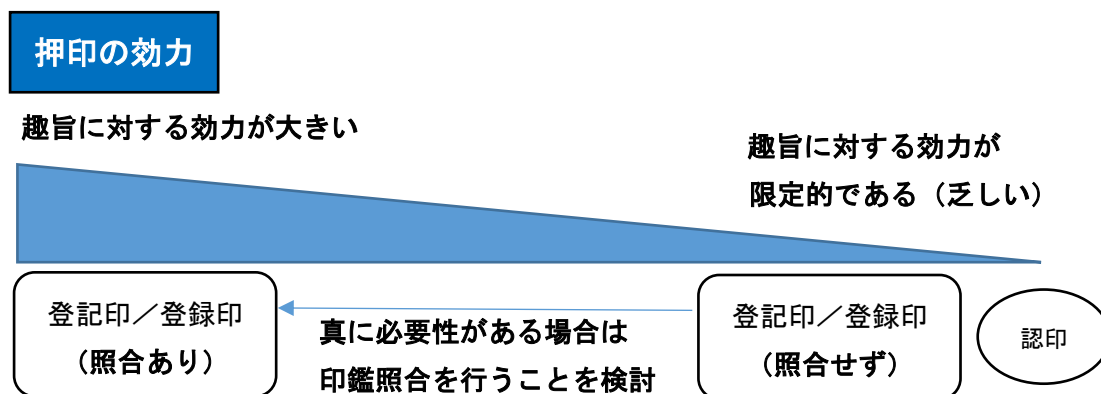
	定 義
行政手続	住民や業者から提出される申請等。
内部手続	行政内部の手続（会計手続、人事手続等。）

3 押印が求められる趣旨・留意事項について

趣 旨	留意事項
本人確認 (文書作成者の真正性担保)	・ 認印による押印は本人確認の効果は大きくない。 ・ 本人確認の方法は他にも多数存在する。(例：本人確認書類の確認、ID/パスワード方式による認証、メール申請等)
文書作成の真意確認	本人確認がなされれば、通常の場合には押印は不要。(本人確認された本人からの申請があった事実があれば、真意は確認できている。)
文書内容の真正性の担保	文書の証拠価値は、押印によって評価されるわけではなく手続全体として評価されるものである。

4 押印の効力について

押印の効力について、以下のとおり整理する。なお、認印と、印鑑照合を行わない登記・登録印については、押印を求める趣旨に対する効力が限定的である。



5 押印見直しの判断基準について

上述した点を踏まえて、求める押印の種類や手続きの内容・目的に鑑み、(a)押印を求める意味、(b)趣旨の合理性、(c)代替手段の可否※、の視点から手続きを評価して、以下の判断基準に基づき、押印の見直しを行うこととする。

(1) 押印廃止を求めるもの（真に必要な場合を除き押印を廃止する）

押印の種別	判断基準
慣習により求める押印	条例等で、押印を条文の規定上求めておらず、規則・要綱等の様式上も押印を求めていない手続きについては、原則廃止とする。
認印による押印	規則・要綱等の様式に押印欄がある手続きは、 <u>登記印・登録印を求めているなど特段の事情がない限り</u> 、基本的に押印を求める積極的意味合いが小さいと考えられることから、原則廃止とする。
登記印・登録印による押印	印鑑証明書等の提出を求めておらず、 <u>印影の照合を行わないもの</u> については、原則廃止とする。 一方、制度の趣旨からより厳格な確認が必要と認められる場合には、印鑑証明書等の提出を求めることについて検討するものとする。

※ 代替手段の例

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類等）のコピーや写真のPDFでの添付。
- ・Eメールの活用（本人であることの確認には、別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることが考えられる。）
- ・既存システム等の利用（ID/パスワードによる認証） 等

(2) 押印存続と判断するもの

種 別	理 由
地方自治法第234条第5項の規定により押印が義務付けられている契約書	地方公共団体が契約につき「契約書」を作成する場合には、契約の相手方とともに、「契約書」に記名押印しなければ、当該契約は確定しないこととされている。
協議書、協定書、覚書	契約書としての性質を備えている。

6 署名見直しの判断基準について

署名については、一連の行政手続きの中で押印と同時に、または押印の代替として求められることが多いため、押印見直しに併せて署名も見直すこととする。

ア 「署名及び押印」を求めている場合

署名及び押印の両方を求めている手続きについて、押印を求めないことにすることは、手続きの簡素化であり、署名に実質的な意味があると考えられる場合には、引き続き署名を求めることが出来る。

ただし、署名に実質的な意味がないと考えられる場合には、署名も廃止し、記名のみを求めることとする。

イ 「署名又は記名押印（認印可）」を求めている場合

署名、記名押印のうち、いずれか一方の選択制をとっている手続きについて、記名押印をのみを廃止し、全ての申請者に署名を求めることは、申請者の選択肢を狭め、実質的に規制強化（DX推進の阻害）となるので、厳しく検証することが求められる。

記名押印（認印可）により代替可能とされてきた署名についても原則として不要とする。

署名：自己の氏名を手書き（自署）すること

記名：自己の氏名を手書き（自署）するのではなく、代筆や印刷されたものなどにより記すこと。

7 書面・対面規制の見直しについて

- ア 手続が必要最低限の内容になっているか、最低限の添付書類となっているか、様式及び記載内容並びに必要性を検証し、見直しを実施する。
- イ 押印及び署名の廃止により、オンライン手続きが可能となったものは、利用者目線に立った効率的な仕組みとなるよう検討する。
- ウ 対面による窓口対応、打合せ、立会い、講習、その他の対面手続きについては、デジタル技術（※）を活用したオンライン対応を検討する。

※デジタル技術の活用の例

- ・Excel 管理や Word 管理
- ・Eメールの活用 等

必ずしもシステムや入力フォームを導入するといったわけではなく、既存のデジタル技術の活用により、紙ではなく、データでの管理を可能とすることが有効。

8 押印見直しの進捗管理について

全庁的な押印見直しの結果及び押印を存続することとした手続きについて、国や県の動向を踏まえて継続的に見直しに取り組む必要があることから、行財政改革推進本部において取りまとめの上、公表する（行政手続についてはホームページ、内部手続はグループウェア上）。

9 その他

決裁（起案による決裁に限らず、意思決定の性質を有するものを含む。）における職員の押印については、内部手続きの一部ではあるものの、代替手段として文書管理システムによる電子決裁の導入等のシステム整備が必要となるものであるため、今回の押印見直しの対象には含まないものとする。

今後、内部手続き効率化のため、関係部署と代替手段の検討を行い、適宜見直すこととする。

各種行政手続及び内部手続に対する本指針の適用については、今回の見直しに係る趣旨を踏まえながら、これまでの手続きの実情を勘案し、各担当課等において、適切に判断するものとする。

また、例規等の改正が伴う場合は、随時、各担当課等において、改正等の手続きを行うものとする。